

新型コロナウイルス感染症に係る 誹謗中傷等対策



企画部人権局



1 新型コロナ誹謗中傷等の状況

- 感染した方やその家族、医療従事者等に対する誹謗中傷やSNS等における感染者の特定等が発生

(例)

- 感染者が多数発生している地域の友人に会ったことで、「コロナに感染しているのでは。近寄らないで」と言われた
- コロナに感染したことを職場に報告したら「自己管理ができていないからだ」と言われた
- 「〇〇さんのせいで10人のコロナが出た」と言われた
- 感染者が店で働いているといったデマが流された
- SNS上に感染者として公表されていない情報が掲載された
- 感染者に対して「死んだらいい」



2 県新型コロナウイルス誹謗中傷対策条例

施行日：令和2年12月24日

目的

新型コロナウイルス感染症に係る
誹謗中傷等が行われない社会を実現



次の項目を規定

- 誹謗中傷等の禁止
- 県の責務
- 県民及び事業者の責務
- 特定電気通信役務提供者(プロバイダ)の責務

2-2 誹謗中傷等の禁止

インターネットへの投稿や発言、落書きなどあらゆる方法により、

- 新型コロナウイルス感染症に感染したこと又はそのおそれがあること、
- 新型コロナウイルス感染症の感染防止策を適切に講じていないことを理由に、

その内容が事実か否かに関係なく、

- 誹謗中傷や名誉毀損、
- 個人情報等を不当に公表する行為を禁止



2-3 誹謗中傷等をなくすための県の取組

実態把握

- インターネット上の誹謗中傷等に関する書き込みの把握
- 県が把握した差別書き込みについて、プロバイダ等に対し削除要請

誹謗中傷等を行った者への対応

- 誹謗中傷等を行った者に対し、誹謗中傷等を行わないことやインターネット上に投稿した情報を削除することを指導
- 指導に従わない場合は、勧告

教育及び啓発

- 新型コロナウイルス感染症についての理解を深め、正しい認識を持っていただくための研修会などの実施

相談体制の充実

- 誹謗中傷等にあわれた人からの相談に対応
- 相談担当職員の資質向上を図るための取組を実施



2-4 誹謗中傷等に関する相談窓口

●コロナ差別相談ダイヤル（県人権政策課）

TEL:073-441-2563 FAX:073-433-4540

●人権全般に関する相談窓口

◆(公財)和歌山県人権啓発センター

- ・人権ホットライン【電話相談】

TEL:073-421-7830(ナヤミゼロ)

- ・法律相談【面接相談、オンライン相談】

- ・奇数月:第2土曜日・第4木曜日

- ・偶数月:第2・第4木曜日

TEL:073-435-5420 FAX:073-435-5421

◆各振興局総務県民課



2-5 県民・事業者の責務

【県民】

- 不確かな情報や根拠のない噂に惑わされず、
人権に配慮して行動
- 行政が実施する研修会や啓発活動等への参加

【事業者】

- 自社の従業員が誹謗中傷等を
行わないための研修などの実施
- 行政が実施する研修会や啓発活動等への参加



3. コロナ誹謗中傷 それ犯罪です

●懲役や罰金などの刑事罰を科される可能性

- 「〇〇店ではコロナに感染した従業員が働いている」といった書き込みやうわさ
⇒名誉毀損罪（3年以下の懲役、禁錮、50万以下の罰金）
- 「感染対策をしていないから、〇〇病院はクラスターが発生した」と虚偽の書き込み
⇒信用毀損罪（3年以下の懲役、50万円以下の罰金）
- 「〇〇店で働いている従業員はコロナに感染している」とデマを流し、営業を妨害
⇒偽計業務妨害（3年以下の懲役、50万円以下の罰金）

●被害者からの損害賠償請求の可能性



4. 人権に配慮した行動を

● 誹謗中傷等対策は、コロナ対策のひとつです

- 誹謗中傷等は、症状のある人の医療機関への受診をためらわせてしまう原因にもつながり、感染拡大防止の妨げにもなりかねません
- 誹謗中傷等が広がると、医療従事者など、エッセンシャルワーカーの離職に繋がる可能性もあります

● 正確な情報に基づき、 人権に配慮し冷静に行動することが大切です

